

令和5年度 岩手県要保護児童対策地域協議会

資料一覧

- 資料No.1 岩手県における児童虐待の状況 (P1)
- 資料No.2 市町村における要保護児童対策地域協議会の開催状況
(P5)
- 資料No.3-1 児童虐待防止アクションプランに関連する事業の取組状況
(P9)
- 資料No.3-2 児童虐待防止アクションプラン (2021～2025)
令和4年度実績 (P17)
- 資料No.3-3 市町村要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラー
への対応状況について (P31)
- 資料No.3-4 令和5年度児童虐待防止対策に係る主な取組状況 (P37)
- 資料No.4 東日本大震災津波による被災児童の状況 (P39)
- 資料No.5 令和5年度「高校生の生活状況アンケート (ヤングケアラー
に係る実態調査)」 (P41)

岩手県における児童虐待の状況について

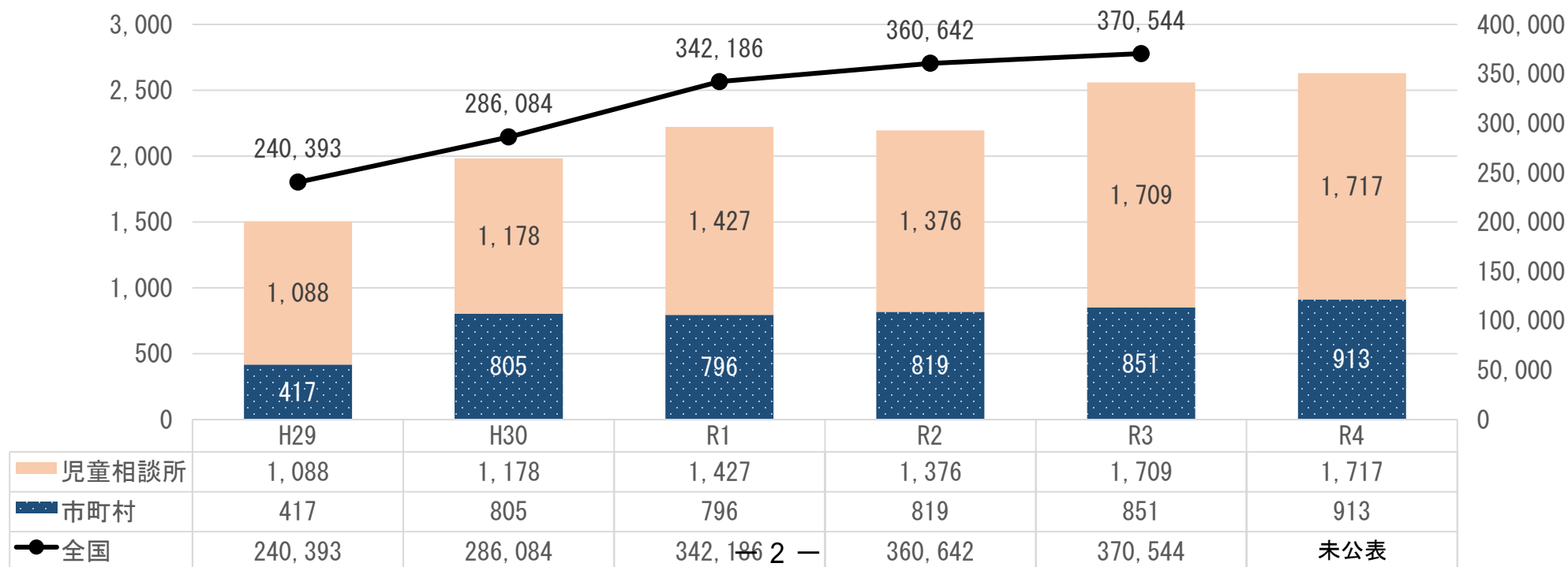
1 児童虐待相談対応件数とその推移

○令和4年度中に児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は1,717件（速報値）で、過去最多。

- ・対前年度比+0.4%（8件の増）
- ・主な傾向として、身体的虐待及びネグレクトにかかる相談対応件数が増
 ※身体的虐待 R3：350件⇒R4：367件（+17件） ネグレクト R3：254件⇒R4：358件（+104件）

○令和4年度中に市町村が児童虐待相談として対応した件数は915件（速報値）で、過去最多。

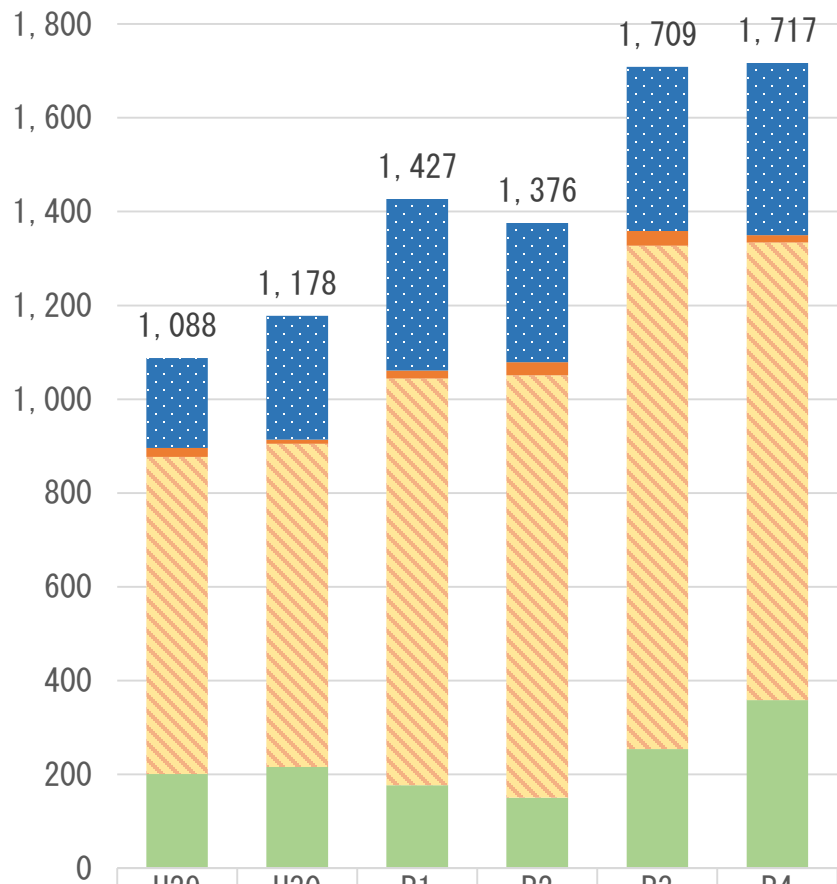
- ・対前年度比+7.2%（62件の増）
- ・主な傾向として、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトにかかる相談対応件数が増
 ※性的虐待 R3：11件⇒R4：19件（+8件） 心理的虐待 R3：388件⇒R4：409（+21件）
 ネグレクト R3：148件⇒R4：192件（+44件）



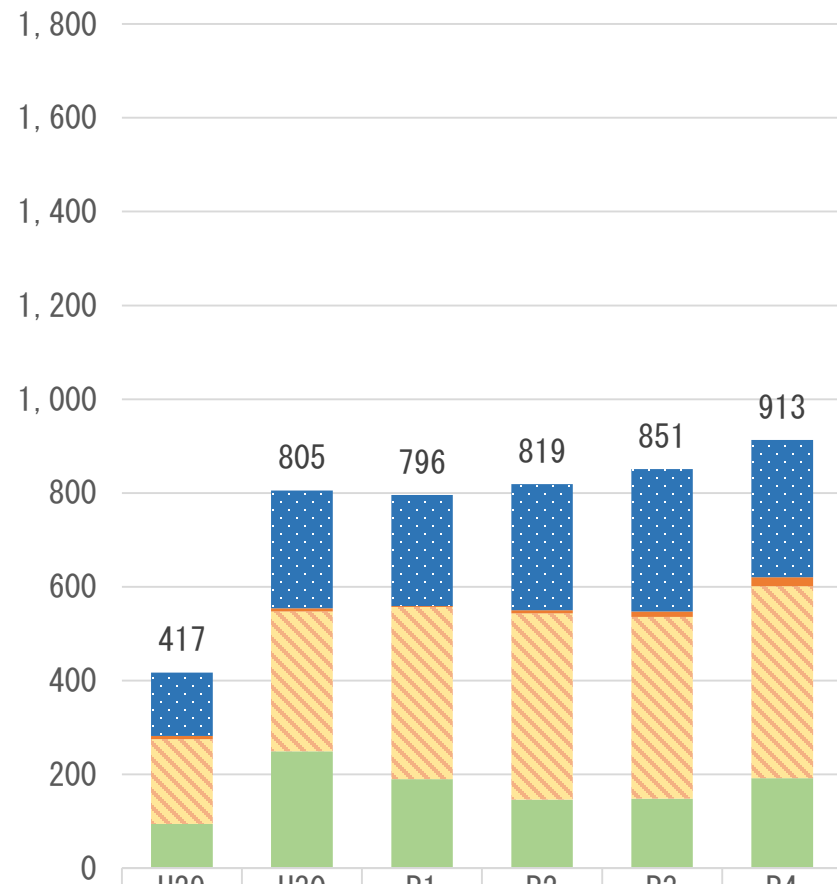
※児童虐待相談対応件数とは、児童相談所及び市町村が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数

2 虐待種類別件数及びその推移

児童相談所



市町村



3 通告経路別件数

	行政機関	児童福祉 施設等	警察	医療 機関等	学校等	家族	親戚	近隣 ・知人	児童本人	その他	計
H29	238	58	720	40	183	75	42	108	5	37	1,506
県	68	13	710	37	90	51	22	79	4	14	1,088
市町村	170	45	10	3	93	24	20	29	1	23	418
H30	291	102	658	53	403	155	23	189	14	95	1,983
県	87	22	648	19	123	82	14	122	11	50	1,178
市町村	204	80	10	34	280	73	9	67	3	45	805
R1	344	122	843	53	429	148	18	171	19	76	2,223
県	130	31	811	40	175	81	13	95	15	36	1,427
市町村	214	91	32	13	254	67	5	76	4	40	796
R2	351	160	773	43	438	143	20	167	13	87	2,195
県	127	34	757	24	164	71	15	125	13	46	1,376
市町村	224	126	16	19	274	72	5	42	0	41	819
R3	450	174	849	33	497	234	47	183	24	69	2,560
県	182	46	842	27	239	152	34	139	22	26	1,709
市町村	268	128	7	6	258	82	13	44	2	43	851
R4	428	214	767	68	599	291	23	106	26	108	2,630
県	187	58	760	58	287	191	11	81	26	58	1,717
市町村	241	156	7	10	312	100	12	25	0	50	913
R3⇒R4増減	▲ 22	40	▲ 82	35	102	57	▲ 24	▲ 77	2	39	70
県	5	12	▲ 82	31	48	39	▲ 23	▲ 58	4	32	8
市町村	▲ 27	28	0	4	54	18	▲ 1	▲ 19	▲ 2	7	62

市町村における 要保護児童対策地域協議会の開催状況

1 市町村における要保護児童対策地域協議会について

要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「支援対象児童等」という。）に関し、関係者間で情報の交換や支援の協議を行う機関。（児童福祉法第25条の2）

1 代表者会議

地域協議会の構成員の代表者による会議であり、実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回開催される。

- （1）支援対象児童等の支援に関するシステム全体の検討
- （2）実務者会議からの協議会の活動状況の報告と評価

2 実務者会議

実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。

- （1）定期的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
- （2）定期的に（例えば3か月に1度）、すべての虐待ケースについての状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を実施
- （3）要保護児童等対策を推進するための啓発活動
- （4）協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

3 個別ケース検討会議

個別の支援対象児童等について、直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、当該支援対象児童等に対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される。会議における協議事項としては次のようなものが考えられる。

- （1）要保護児童等の状況の把握や問題点の確認（危険度や緊急度の判断）
- （2）援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- （3）ケースの主担当機関とキーパーソン（主たる援助者）の決定
- （4）実際の援助、介入方法（支援計画）の検討

2 市町村における要保護児童対策地域協議会の開催状況

○代表者会議を開催した市町村数

開催回数	H29	H30	R1	R2	R3	R4
0回	2	1	3	3	8	5
1回	29	30	29	29	24	27
2回	2	2	1	1	1	1
3回以上	0	0	0	0	0	0

○実務者会議を開催した市町村数

開催回数	H29	H30	R1	R2	R3	R4
0回	2	2	1	2	1	0
1回～3回	12	12	11	11	15	7
4回	17	16	18	17	15	24
5回以上	2	3	3	3	2	2

○個別ケース検討会議を開催した市町村数

開催回数	H29	H30	R1	R2	R3	R4
0回	2	1	2	2	1	0
1回～11回	12	10	11	11	13	10
12回～23回	13	11	9	10	10	10
24回以上	6	11	11	10	9	13

参考 児童福祉法第25条の2

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第十項に規定する保護延長者を含む。次項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

- ② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- ③ 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- ④ 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。
- ⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるよう、内閣府令で定めるところにより、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者、母子保健法第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターその他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。
- ⑥ 市町村の設置した協議会（市町村が地方公共団体（市町村を除く。）と共同して設置したものを含む。）に係る要保護児童対策調整機関は、内閣府令で定めるところにより、専門的な知識及び技術に基づき前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として内閣府令で定めるもの（次項及び第八項において「調整担当者」という。）を置くものとする。
- ⑦ 地方公共団体（市町村を除く。）の設置した協議会（当該地方公共団体が市町村と共同して設置したものを除く。）に係る要保護児童対策調整機関は、内閣府令で定めるところにより、調整担当者を置くように努めなければならない。
- ⑧ 要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者は、内閣総理大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

児童虐待防止アクションプランに 関連する事業の取組状況

1 児童虐待防止アクションプラン(2021～2025)の令和4年度の実績について

本計画は、県民、県、市町村、児童福祉関係機関、施設等が緊密な連携のもと、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、再発防止に至るまでの切れ目のない施策や活動を目的に、関係機関等が担うべき役割と具体的な取組を明らかにし、実践するための行動計画として策定したものです。

アクションプランの取組内容は、4つの柱と12の主要項目により構成されており、各項目の実績について各構成機関に報告を求めました。

アクションプランの取組内容

1 虐待の発生を予防する

- (1) 周知と啓発等
- (2) 母子保健活動の充実
- (3) 子育て家庭への支援の充実

2 虐待を早期に発見する

- (1) 地域における早期発見、見守り体制の充実
- (2) 学校、医療機関、施設等における早期発見

3 虐待の相談機能と対応を充実させる

- (1) 機関連携及び体制整備
- (2) 市町村の相談機能と対応の充実
- (3) 児童相談所の相談機能と対応の充実
- (4) 広域振興局の地域支援・DV相談対応の充実
- (5) 社会的養育の充実

4 虐待の再発を防止する

- (1) 親子分離後の家族支援
- (2) 里親委託・施設入所措置解除後のアフターケアなどの充実

取組内容の実績（1 虐待の発生を予防する）

周知と啓発については、児童虐待防止推進月間（11月）のオレンジリボン・キャンペーンでは、女性に対する暴力をなくす運動（パープルリボン・キャンペーン）と連動し、チラシ配布などの街頭活動、パネル展示や児童虐待防止フォーラムを開催し、児童虐待の防止について県民の関心を高めるとともに、189（いちはやく）ダイヤルの周知等に取り組みました。

また、妊娠期から子育て期に渡るまでの様々なニーズに対し、母子保健との連携強化に取り組み、妊婦健診・乳幼児健診未受診者の把握・指導や特定妊婦の支援に取り組みました。

主な指標	R4	R3
児童虐待防止月間等でのリーフレット配布部数	10,000部	17,000部
児童虐待防止講演会等参加者数	82人	292人
子育て世代包括支援センターの設置	31市町村	28市町村
乳児家庭全戸訪問事業による訪問実施件数	5,421件	5,877件
子ども家庭総合支援拠点の設置	14市町村	6市町村
民生委員等による子育てサロンの実施	749回	902回

取組内容の実績（2 虐待を早期に発見する）

虐待の早期発見のため、ライフライン関係機関や子ども食堂、社会福祉協議会等との連携に取り組みました。

また、学校関係者、医療関係者、保育施設等の職員を対象として、児童虐待通告について理解を深めるための研修の実施や、各種会議において通告義務について説明する場を設ける等の取組を行いました。

主な指標	R4	R3
児相、市町村で受け付けた児童虐待通告件数	2,601件	2,564件
ライフライン関係機関との連携	22市町村	22市町村
民間団体・企業等との連携	49件	25件
学校関係者に対する研修の実施回数	28回	20回
医療関係者に対する研修の実施回数	10回	14回
保育施設等の職員に対する研修の実施回数	23回	23回
配偶者暴力相談支援関係者に対する研修の実施回数	1回	1回

取組内容の実績（3 虐待の相談機能と対応を充実させる）

学校、警察等と現場対応の合同訓練を実施した他、捜査機関、司法機関、医療機関、配偶者暴力相談支援センターとも会議等を通じて連携を深めています。

児童相談所の職員の配置については、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づいて計画的に増員しております。児童相談所が持つ専門性を生かし、市町村職員等を対象とした様々な研修を実施し、対応力向上に向けた支援を行いました。

令和4年度から里親養育包括支援事業で里親の支援を行っている他、子どもの権利擁護については、「いわて子どものけんりノート」を活用した取組や子どもへのアンケート等に各施設で取り組んでいます。

主な指標	R4	R3
学校・教育委員会との個別ケース検討会議等	1,961回	1,288回
虐待通告後48時間以内の安全確認対応率	100%	99.6%
児童相談所による市町村巡回支援	534回	600回
里親等委託率	20.8%	23.3%
子どもの権利に関する説明等実施回数	1,127回	1,137回

取組内容の実績（4 虐待の再発を防止する）

施設入所や里親委託の際、自立支援計画を作成し、支援目標について関係機関と共有したうえで支援をしています。措置解除される子どもについては、市町村等と連携して家族も含めたアフターケアに取り組みました。

主な指標	R4	R3
自立支援計画作成数	405件	428件
家族統合に向けた支援プログラムの実施回数	121回	183回
家族交流実施ケース数	151件	65件
措置委託解除予定児童等の個別ケース検討会議	29回	12回
措置委託解除児童の要対協への登録件数	36件	14件

2 市町村要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応状況について（追加調査）

1 市町村要保護児童対策地域協議会で把握されているヤングケアラーの件数

令和4年度 43件

2 要保護児童対策地域協議会における対象事例

(1)要保護ケース(26件)の主訴

ネグレクト 15件(57.7%)、心理的虐待 7件(26.9%)、身体的虐待 3件(11.5%)、その他 1件(3.8%)

(2)ヤングケアラーと思われる子どもの性別

男性 16件(37.2%)、女性 27件(62.8%)

(3)ヤングケアラーと思われる子どもの学年

小学生 11人、中学生 22人、高校生 9人、その他 1人

(4)ケアの対象者

親 23件(53.5%)、幼いきょうだい 17件(39.5%)、きょうだい 2件(4.7%)、祖父母 1件(2.3%)

その他 4件(9.3%)

児童虐待防止アクションプラン(2021~2025)令和4年度実績

資料3-2

1 虐待の発生を予防する

(1) 周知と啓発

取組内容	取組主体	指 標		
		報告団体	令和4年度実績	
① 児童虐待防止リーフレットの作成配布 児童虐待の防止について県民の関心を高めるとともに、児童虐待の実態や児童に及ぼす影響、通告義務などについて周知するため、リーフレットを作成し、配布する。	県本庁	県本庁	児童虐待防止月間等での配布部数	10,000 部
② 体罰禁止を含めた県民等への虐待防止講座及び啓発活動の実施 体罰やしつけと称した児童虐待の禁止が法定化されたことを踏まえ、児童虐待防止についての県民向けの講座等を開催するとともに、日常的に啓発活動を実施する。	広域振興局 市町村	広域振興局 市町村	県民向け講座等の開催数	59 回
③ オレンジリボン・キャンペーン（児童虐待防止の普及啓発）の実施 児童虐待防止推進月間（11月）を中心に、女性に対する暴力をなくす運動「パープルリボンキャンペーン」と連動し、関係機関や団体が一体となった集中的な啓発活動を実施するとともに、講演会やシンポジウム等を開催する。	県本庁 児童相談所 広域振興局 市町村 民間団体	県本庁	講演会等参加者数	82 人
		児童相談所 広域振興局 市町村	活動実施回数	55 回
④ マスメディアやインターネットを活用した啓発活動 各種広報媒体やホームページ等による児童虐待防止や子育て支援等に関する情報提供、児童相談所虐待対応ダイヤル（189）や相談窓口を周知する。	県本庁 広域振興局 市町村	県本庁 広域振興局 市町村	広報実施回数	89 回
⑤ 児童に対する人権教育の強化 子ども自身が子どもの人権について理解し、自尊意識を高めるため、学校等における人権教育を実施する。	県教育委員会 市町村教育委員会 学校 民間団体	県教育委員会 市町村教育委員会	学校における人権教育の実施率 （実施校/学校数）	98.1% %
⑥ 県民等への児童の権利に関する啓発活動の実施 県民全体の児童の権利に関する理解を深めるため、広報や講座等を実施する。	県本庁 広域振興局 市町村 学校 民間団体	県本庁 広域振興局 市町村	研修等実施回数	60 回
⑦ 児童虐待の実態と要因把握 ・ 県及び市町村の虐待相談（統計データ等）の現状分析等により児童虐待の実態と発生要因を把握する。 ・ 児童虐待による死亡・重大事案について検証する。	県本庁 児童相談所 市町村	児童相談所 市町村	児童虐待通告受付件数	2,601 件
			児童虐待相談対応件数	2,630 件
		県本庁	死亡・重大案件検証の実施回数	0 回

(2)母子保健活動の充実

取組内容	取組主体	指 標			
		報告団体	令和4年度実績		
① 総合的な相談支援機能の充実 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的な相談支援を提供する窓口を設置するとともに、機能を充実させる。	市町村	市町村	子育て世代包括支援センターの設置状況	31	市町村
② 思春期健康教育等の実施 若年出産のリスク、性感染症の胎児への影響、デートDV、望まない妊娠等についての出前講座等を実施する。	市町村 保健所	市町村 保健所	出前講座等実施回数	206	回
③ 中、高校生の乳児ふれあい体験の充実 子どもや家庭の大切さについて理解を深めるため、中・高校生を対象とした乳児とのふれあい体験を実施する。	市町村	市町村	ふれあい体験の実施回数	107	回
④ 女性のための健康相談の充実 女性健康支援センター（保健所）において、妊娠、出産についての身体的、精神的な悩みを有する女性のための相談（妊産婦のメンタルヘルス、望まない妊娠、避妊など）を実施する。	保健所 市町村 県本庁	保健所 市町村	妊娠等に関する相談件数	4,498	件
⑤ 妊産婦・乳幼児健診未受診者対策の充実 妊娠の届出、妊産婦や乳幼児の健康診査の受診を推進し、未受診者に対して受診勧奨等の指導を実施するほか、必要に応じて特定妊婦又は要支援児童として要保護児童対策地域協議会に登録する等、より積極的な支援を行う。	市町村	市町村	妊婦健診未受診者数	8	人
			〃 面接指導件数	3	件
			〃 電話指導件数	3	件
			〃 未受診者指導率	100	%
			〃 要対協への登録件数	4	件
			乳幼児健診未受診者数	514	人
			〃 面接指導件数	71	件
			〃 電話指導件数	273	件
			〃 未受診者指導率	91	%
			〃 要対協への登録件数	14	件
⑥ 両親・母親学級の充実 ・ 妊娠、出産、育児等についての健康教育、相談活動のほか、児童虐待予防に係る内容を含めた研修・交流会を実施する。 ・ 研修等を通してSBS（乳幼児揺さぶられ症候群）、AHT（虐待による乳幼児頭部外傷）の予防について周知する。	市町村 医療機関	市町村	母親学級等の実施回数	45	回
			父親学級等の実施回数	0	回
			両親学級等の実施回数	162	回
			合計	207	回
			医療機関等の利用	45	件

⑦ 父親や祖父母など家族全体での育児参加の促進 育児ハンドブックの配布等により家族全体での育児参加への意識啓発を行う。	県本庁 市町村	県本庁 市町村	ハンドブック等啓発物配布数	8,333	部
⑧ 母子保健指導者研修の実施 母子保健対策を充実するため、市町村等の母子保健指導者に対する研修会を実施する。	県本庁	県本庁	研修会参加者数	36	人
⑨ 産後うつ病対策の強化 母親の心身の健康支援を行うため、3つの質問票（エジンバラ産後うつ病質問票、赤ちゃんへの気持ち質問票、育児支援チェックリスト）の活用によるアセスメントと相談対応、産後うつの理解促進を強化する。	市町村 保健所 医療機関	市町村	3つの質問票によるアセスメントの実施	33	市町村
			情報提供を受けた医療機関数	157	件
⑩ 産前・産後ケアの充実 安心した出産や育児ができるよう、産前・産後サポート事業等の支援を行う。	市町村 保健所 医療機関 民間団体	市町村	産前産後サポート事業の実施	20	市町村
			〃 利用実人数	1,449	人
			産後ケア事業の実施	28	市町村
			〃 利用実人数	987	人
⑪ 乳児家庭全戸訪問事業の確実な実施 乳児のいるすべての家庭を訪問し、相談対応や情報提供を行うとともに、要支援家庭を把握する。	市町村	市町村	対象家庭数	5,821	件
			訪問実施件数	5,421	件
			訪問実施率	96.1	%
⑫ 岩手県周産期医療情報ネットワークシステムの推進 医療機関や市町村の連携を促進し、周産期医療や母子保健情報の共有を図りながら、妊婦のリスクに応じた適切な保健指導や相談支援等を実施する。	県本庁 市町村 医療機関	市町村	市町村と医療機関との連携会議等の開催数	68	回
			ケース会議実施回数	178	回

(3)子育て家庭への支援の充実

取組内容	取組主体	報告団体	指 標		
			令和4年度実績		
① 子育て支援情報や相談機能の充実 ・ ホームページやSNS（ソーシャルネットワークサービス）等を活用し、情報提供や相談機能の充実を図る。 ・ 子育てサポートセンターなど、親子が気軽に利用できる場の提供や相談対応、子育て支援の人材育成の充実を図る。	県本庁 市町村 県教育委員会	県本庁	いわて子育てiらんどプラスホームページ閲覧件数	308,671	件
			子育てサポートセンターにおける相談件数	126	件
		市町村	子育て支援センターにおける相談件数	10,749	件
		県教育委員会	すこやかメール相談の相談件数	141	件
			すこやかダイヤルの相談件数	1109	件
		県本庁 市町村 県教育委員会	研修会等の開催回数	843	回
② 相談支援拠点の設置 支援を必要とする子どもや家庭に対して、切れ目のない総合的な相談支援を実施する。	市町村	市町村	子ども家庭総合支援拠点の設置状況	16	市町村
③ 訪問支援事業（養育支援訪問事業・子育てヘルパー等）の充実 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、指導助言等を実施するとともに、母子保健と児童福祉の担当部署、要保護児童地域対策協議会との連絡調整による支援の進行管理を実施する。	市町村	市町村	養育支援訪問事業の実施件数	2,084	件
			他の訪問事業の実施件数	1,127	件
			合計	3,211	件
			（うち、ヘルパー派遣件数）	430	件
④ 預かり支援（一時保育、病児保育、ショートステイ、トワイライトステイ）の実施 病気、仕事などで養育が難しい場合、身近なところで気軽に子どもを預けられる体制整備を進める。	市町村	市町村	一時保育の実施	29	市町村
			病児保育の実施	16	市町村
			病後児保育の実施	16	市町村
			ショートステイの実施	17	市町村
			トワイライトステイの実施	16	市町村

⑤ 貧困状態にある子どもの実態把握と関係機関との情報共有 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的に生活が困難な子どもの状況を把握し、関係機関との連携により、子どもの健全育成を図る。 ・ 本来大人が担うような家事や家族介護等を行っているヤングケアラーの実態を把握し、関係機関と情報共有を図るとともに、必要な支援につなげることにより子どもの権利擁護を図る。 	市町村	市町村	児童が含まれる要保護世帯数	451	世帯
			準要保護世帯数	7,137	世帯
			ひとり親世帯数 (母子)	8,868	世帯
			(父子)	912	世帯
			合計	9,780	世帯
			児童が含まれる家族介護等世帯数	3,156	世帯
			上記世帯の児童数	5,123	人
			要対協で対応している要支援、要保護児童のうち、ヤングケアラーであると思われる数	43	人
⑥ 病気や障がいなど特別な配慮を要する子どもの実態把握と関係機関との情報共有 病気や障がいにより特別な配慮を要する子どもの状況を把握し、関係機関との連携により、必要な養育支援と子どもの健全育成を図る。	市町村	市町村	要支援児童のうち、特別な配慮を要する児童数	131	人
			要保護児童のうち、特別な配慮を要する児童数	148	人
⑦ 地域子育て支援拠点事業の拡充 地域子育て支援センター等の活動の充実を図るとともに、職員研修等を実施する。	市町村 (広域振興局)	市町村	支援拠点設置数	86	か所
⑧ 子育てサークル、母親クラブ、NPOの育成・支援 子育てサークルや子育て支援団体等の活動の充実を図るため、情報提供や団体の育成などを支援する。	市町村 広域振興局	市町村	活動団体数	146	団体
⑨ 民生委員等における地域見守り活動等の充実 地域での見守りや身近な相談窓口として、民生委員・児童委員、主任児童委員、子育て支援コーディネーターなどによる活動を支援する。	市町村	市町村	子育てサロン等の実施状況 (主催)	597	回
			子育てサロン等の実施状況 (支援)	152	回
⑩ 東日本大震災津波の被災体験等に配慮した相談支援の推進 東日本大震災津波により被災した子どもや家庭への支援に加え、心身の不調、家族関係の不和等の背景に、被災体験や虐待被害等のトラウマ体験がある可能性へ配慮したケア(トラウマインフォームドケア)の実施を進める。	市町村 児童相談所 広域振興局 学校 教育委員会 民間団体	県本庁 市町村(市町村教育委員会) 児童相談所 県教育委員会	震災やトラウマに関する研修や情報提供の件数	1031	回

2 虐待を早期に発見する

(1) 地域における早期発見、見守り体制の充実

取組内容	取組主体	指 標			
		報告団体	令和4年度実績		
① 県民による早期発見と通告 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、児童福祉法第25条第1項及び児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項に基づき通告する。	県民	児童相談所 市町村	児相、市町村で受付けた児童虐待通告件数	2,601	件
② 民生委員・児童委員、主任児童委員、保健推進委員等の連携及び対応力の強化 民生委員児童委員協議会等を活用した研修や情報共有等を行い、児童虐待防止に係る対応力や委員間の連携強化を図る。	市町村 広域振興局 (県本庁)	市町村	情報共有した件数	337	件
		市町村 広域振興局	研修の実施回数	84	回
③ 要支援児童、特定妊婦の早期把握と要保護児童対策地域協議会への登録 虐待リスクが高い家庭を早期に把握し、主任児童委員等の見守り活動を行うと共に、要保護児童対策地域協議会を積極的に活用し、早期に必要な支援を実施する。	市町村	市町村	家庭訪問等を実施した要支援世帯数	998	件
			家庭訪問等を実施した特定妊婦数	283	件
			要対協へ登録した要支援児童数	930	件
			要対協へ登録した特定妊婦数	216	件
④ 市町村内部における連携の促進 税滞納が続くなど、生計や家庭生活が懸念される世帯に児童が含まれている場合、要保護児童対策地域協議会への情報提供により必要な支援へつなげられるよう市町村内部の連携を促進する。	市町村	市町村	市町村内部の連携	27	市町村
⑤ ライフライン関係機関との連携 料金滞納やライフラインの休停止など、生計や家庭生活が懸念される世帯に児童が含まれている場合、ライフライン関係機関からの情報提供により必要な支援につなげられるよう連携を促進する。	市町村 ライフライン関係 機関	市町村	ライフライン関係機関との連携	22	市町村
⑥ 民間団体・企業等との連携 子ども食堂など地域の民間団体・企業と連携し、スタッフへの児童虐待防止の啓発や、利用児童・家庭で心配な情報を共有する。	市町村	市町村	連携した団体企業数	49	件
⑦ 防犯ボランティアとの連携 少年警察ボランティア等の防犯ボランティアを対象に児童虐待防止意識の高揚を図り、地域での見守りや通告の体制を整備する。	警察本部 (市町村)	警察本部	チラシ配布や研修等の実施回数	12	回

(2) 学校、医療機関、施設等における早期発見

取組内容	取組主体	報告団体	指 標		
			令和4年度実績		
① 学校等関係者に対する研修等の充実・早期発見体制の確立 学校等関係者を対象とした児童虐待に関する研修や会議での情報提供等を実施するとともに、学校への資料や情報の提供による学校単位での取組を支援する。	県教育委員会 市町村教育委員会 学校	県教育委員会 市町村教育委員会	研修の実施回数	28	回
			会議や通知等による情報提供回数	150	回
② 医療関係者に対する研修等の充実、児童虐待通告への取組の強化 医療関係者を対象とした研修や会議での情報提供等により、医療機関等における児童虐待通告への取組を促進する。	県本庁 医師会 歯科医師会 看護協会 助産師会 医療機関	県本庁 医師会 歯科医師会 看護協会 助産師会	研修の実施回数	10	回
③ 保育施設等の職員に対する研修等の充実 保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、児童館、放課後児童クラブの職員等を対象とした、事例検討や演習を含めた研修の実施により児童虐待対応の資質向上を図る。	県本庁 市町村	県本庁 市町村	研修の実施回数	23	回
④ 配偶者暴力相談支援関係者に対する研修の充実、市町村・児童相談所との連携強化 配偶者暴力相談支援に従事する職員等を対象とした研修や会議における情報提供等により、DVと児童虐待の関連について理解を深めるとともに、関係機関との連携による支援の充実を図る。	県本庁 児童相談所 婦人相談所	県本庁	研修の実施回数	1	回
⑤ 民間相談機関との連携の充実 NPO、児童家庭支援センター等の民間相談機関との連絡会議を開催し、情報交換と連携促進を図る。	児童相談所 関係団体	児童相談所	連絡会議の開催回数	16	回

3 虐待の相談機能と対応を充実させる

(1) 機関連携及び体制整備

取組内容	取組主体	指 標			
		報告団体	令和4年度実績		
① 学校・教育委員会との連携強化 個別ケース検討会議や日々の情報交換により、児童虐待対応や要保護・要支援児童の情報共有を図る等、連携を強化する。	児童相談所 市町村 市町村教育委員会	児童相談所 市町村 市町村教育委員会	個別ケース検討会議連絡会議等の実施回数	1,961	回
② 警察との連携強化 連絡会議や現場対応訓練等を通じ、連携を強化する。	児童相談所 警察	児童相談所 警察本部	連絡会議の実施、現場対応訓練等の実施	12	回
			相互連絡票の発出件数	70	件
			転居連絡票の発出件数	36	件
③ 捜査機関との連携強化 適時の対応協議により、児童の保護や支援、協同面接等が円滑に実施できるよう、連携を強化する。	児童相談所 警察 検察庁	児童相談所	協同面接対応協議の実施状況	10	件
④ 司法機関との連携強化 連絡会議等を通じ、連携を強化する。	児童相談所 家庭裁判所	児童相談所	連絡会議等の開催回数	9	回
⑤ 医療・歯科医療機関との連携強化 子どもや保護者の状況把握や治療環境の調整、虐待被害のケアを充実させるための連携強化を図る。	児童相談所 市町村	児童相談所 市町村	主治医訪問の回数	897	回
			支援会議等への参加回数	237	回
⑥ 配偶者暴力相談支援センター等との連携強化 児童虐待とDVとの関連が指摘されていることから、子どもがいる世帯におけるDVの情報共有や連携した相談支援を実施する。	児童相談所 市町村	児童相談所 市町村	配偶者暴力相談支援センター等との連携件数	215	件
⑦ 転居やケース移管・ケース送致時の確実な引継ぎ 支援が必要な家庭が転居した際に切れ目のない支援を実施する。	児童相談所 市町村	児童相談所 市町村	転出による引継ぎ件数	158	件
			転入による引継ぎ件数	124	件

(2) 市町村の相談機能と対応の充実

取組内容	取組主体	指 標			
		報告団体	令和4年度実績		
① 要保護児童対策地域協議会の実効ある活動 「市町村要保護児童対策地域協議会運営実務マニュアル」を活用し、代表者会議、実務者会議と要対協構成員を対象とする児童虐待対応研修等を実施する。	市町村	市町村	代表者会議の開催回数	29	回
			実務者会議の開催回数	165	回
			要保護児童登録数	2,271	件
			要支援児童登録数	1013	件
			特定妊婦登録数	204	件
			研修開催回数	21	回
② 個別ケース検討会議の開催 個別ケース検討会議の定期的な開催により、要支援・要保護児童や特定妊婦の状況把握と適切な支援を実施する。	市町村	市町村	個別ケース検討会議の開催回数	954	回
			要対協登録数に占める実施割合	38.3	%
③ 専門職員の確保等による相談体制の充実 相談対応が適切に行えるよう職員を配置するとともに、相談受付からの組織的な対応と、児童福祉と母子保健等の関係部署との連携による相談支援を実施する。	市町村	市町村	相談担当職員の数（常勤）	72	人
			〃（非常勤）	48	人
④ 虐待通告後48時間以内の対応による児童の安全確認の徹底 虐待通告から48時間以内に児童の安全確認を行うとともに、とりわけ乳幼児のネグレクトケースについては、保護者面接を実施する。	市町村	市町村	虐待通告から児童の安全確認まで所要時間48時間以内の対応率（含む、乳幼児ネグレクトケースの保護者面接）	100	%
⑤ 24時間児童虐待通告受付体制の整備 休日・夜間などの通告受付と緊急時に児童相談所や警察等への連絡など、関係機関と連携して対応できるよう体制を整備する。	市町村	市町村	休日夜間対応の実施状況	27	市町村
⑥ DV相談担当・相談支援機関との連携強化 児童虐待とDVとの関連が指摘されていることから、子どもがいる世帯におけるDVの情報共有や連携した相談支援を実施する。	市町村	市町村	DV関連の児童虐待通告対応件数	83	件
⑦ 職員の研修受講による対応力の向上 市町村の相談対応機能の充実のため、担当職員に児童虐待対応研修や要保護児童対策地域協議会調整担当者研修等を受講させる。	市町村	市町村	研修の受講回数	171	回

(3) 児童相談所の相談機能と対応の充実

取組内容	取組主体	指 標			
		報告団体	令和4年度実績		
① 専門職員の拡充等による児童相談所の体制強化 児童虐待対応件数の増加に対応するため、児童福祉司、児童心理司等専門職員の計画的な増員を進める。	県本庁 児童相談所	県本庁	児童福祉司の配置数	54	人
			児童心理司の配置数	24	人
② 専門的な対応機能の充実 弁護士、精神科医師等からの助言体制の充実、児童相談所職員のスーパーバイザー研修への派遣などにより、対応困難ケース等の専門的な相談対応を充実させる。	児童相談所	児童相談所	弁護士への相談回数	45	回
			精神科医師等への相談回数	55	回
		県本庁	スーパーバイザー研修派遣者数	6	人
③ 虐待通告後48時間以内の安全確認と必要に応じた法的対応の実施 虐待通告から48時間以内に児童の安全確認を行うとともに、立入調査、臨検・捜索等への対応体制を整備する。	児童相談所	児童相談所	虐待通告から児童の安全確認まで所要時間48時間以内の対応率	100	%
④ 市町村との連携 市町村との日常的な情報共有、個別ケース検討会議への参加、市町村が実施する子育て支援事業等の利用調整など、児童相談所が主担当となっているケースの市町村との連携を強化する。	児童相談所	児童相談所	(児相ケースの) 個別ケース検討会議実施参加回数	437	回
⑤ 市町村、要保護児童対策地域協議会への支援 市町村への巡回支援、個別ケース検討会議への参加等により市町村との連携や支援を強化する。	児童相談所	児童相談所	市町村への巡回支援回数	534	回
			(児相ケース以外の) 個別ケース検討会議参加回数	296	回
⑥ 24時間児童虐待通告及び相談への対応 休日、夜間も含め、児童虐待通告の受付と相談へ対応する。	児童相談所	児童相談所	休日、夜間における児童虐待相談件数	827	
⑦ 配偶者暴力相談支援センター等との連携強化 児童虐待とDVとの関連が指摘されていることから、児童虐待の背景にDVがあるケースがあることに留意し、DVの情報共有や連携した相談支援を実施する。	児童相談所	児童相談所	配偶者暴力相談支援センター等との連携件数	206	件
⑧ 職員の研修受講による対応力の向上 管理者、専門職員の資質向上を図るため、全国研修等を積極的に受講する。	児童相談所	児童相談所	研修の受講者数	140	人
⑨ 関係機関職員の研修受講による対応力の向上に向けた支援 児童相談所が持つ専門性を生かし、関係機関の職員の対応力向上を目的とした研修を実施するとともに、講師を派遣する。	児童相談所	児童相談所	児相主催研修の受講者数	495	人
			講師派遣の実施回数	55	回

(4) 広域振興局の地域支援・DV相談対応の充実

取組内容	取組主体	指標			
		報告団体	令和4年度実績		
① 市町村児童家庭相談への支援 職員の研修受講の機会を確保するとともに、要保護児童の情報交換等の実施、市町村の個別ケース検討会議での助言、児童家庭相談援助関係者等に対する研修開催等により市町村を支援する。	広域振興局	広域振興局	情報交換等の実施回数	288	回
			市町村個別ケース検討会議への参加回数	72	回
② DV相談の充実と関係機関連携の強化 児童虐待とDVとの関連が指摘されていることから、子どもがいる世帯におけるDVの情報共有や連携した相談支援を実施する。	広域振興局	広域振興局	子どもがいる世帯におけるDV関連相談件数	139	件
③ 民生委員・児童委員、主任児童委員等の活動への支援 民生委員・児童委員、主任児童委員などを対象とした研修等の実施等により活動を支援する。	広域振興局	広域振興局	研修等の実施回数	6	回

(5) 社会的養育の充実

取組内容	取組主体	指標			
		報告団体	令和4年度実績		
① 児童養護施設等における機能の充実 心理的ケアの充実を図るため、児童養護施設等の入所児童へのカウンセリング、心理療法を実施する。	児童養護施設等	児童養護施設等	カウンセリング、心理療法の実施回数	1,199	回
② 家庭的な養育の推進 里親委託、ユニットケア・小規模グループケア、一時里親など、家庭的な養育環境に配慮した養育を推進する	児童相談所 里親 児童養護施設等	児童相談所	里親等委託率	20.8	%
			一時里親利用児童数	26	人
③ 被措置児童等への虐待の防止 「被措置児童等虐待対応マニュアル」に基づいた体制づくり、子どもの権利擁護を強化する。	県本庁 児童相談所 児童福祉施設等を 所管する広域振興 局 里親 児童養護施設等	児童相談所 児童福祉施設等を 所管する広域振興 局	助言、指導回数	42	回
			研修会の実施/受講	6	回
④ 被措置児童等の権利擁護の取組の充実 一時保護や被措置児童の権利擁護のため、子どもが多様な方法で自分の意見を表明できるよう、意見の聴き取りなどの機会を確保する。	児童相談所 里親 児童養護施設等	児童相談所 児童養護施設等	児童への説明の実施回数	1,127	回
⑤ 児童養護施設等職員の研修の充実 児童養護施設等のケア体制の充実を図るため、基幹的職員(スーパーバイザー)を養成するとともに、入所児童の権利擁護や処遇の充実に向け、施設等職員への研修を実施する。	県本庁 児童相談所 児童養護施設等	県本庁 児童相談所	児童養護施設等職員への研修の実施回数	8	回
		児童養護施設等	職員の研修受講	440	回
		県本庁	基幹的職員養成研修等の受講者数	6	人
⑥ 里親制度の普及・啓発 家庭的な養育環境の充実のため、リーフレットの配布や説明会の開催等により、里親制度の普及啓発を実施する。	県本庁 児童相談所 里親会 広域振興局	県本庁 児童相談所 里親会 広域振興局	普及啓発の実施回数	40	回
⑦ 里親養育支援の充実 里親への訪問による支援等を行うための体制整備や、里親の資質向上を図るための研修の実施のほか、委託児童への必要な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会への登録等を促進する。	県本庁 児童相談所 児童養護施設等 市町村	児童相談所	基礎登録前研修	19	回
			委託里親を対象とした研修	9	回
			未委託里親を対象とした研修	11	回
		県本庁	里親委託推進員の配置数	2	人
			里親支援専門相談員の配置数	8	施設
			専門里親の養成数	1	人

4 虐待の再発を防止する

(1) 親子分離後の家庭支援

取組内容	取組主体	指標		
		報告団体	令和4年度実績	
① 自立支援計画に基づく家族再統合の取組み 家庭支援機能を強化するため、関係機関の役割分担と連携を推進するとともに、家族再統合に向けた取組を強化する。	児童相談所 児童養護施設等 里親	児童相談所	自立支援計画作成数	405 件
② 親子に対する支援プログラムの充実 家族統合に向けた指導・支援を推進する。	児童相談所	児童相談所	支援プログラムの実施回数	121 回
			家族交流実施ケース数	151 件
③ プログラム終了後のアフターケアの充実 プログラム終了後の経過把握とアフターケアを実施する。	児童相談所	児童相談所	プログラム終了後の 児童福祉司指導ケース数	13 件
			〃 継続指導ケース数	13 件
			〃 市町村移管ケース数	0 件
④ 要保護児童対策地域協議会による支援の継続 ・ 一時保護、施設措置・里親委託後の継続した支援を実施する。 ・ 措置児童相談所と委託里親在住市町村との連携を図る。 ・ 里親委託により受け入れている児童と養育里親への支援を実施する。	市町村 児童相談所	市町村	一時保護件数	221 件
			里親委託件数	19 件
			里親受託件数	21 件
			施設入所件数（措置）	81 件
			〃 （契約）	5 件

(2) 里親委託・施設入所措置解除後のアフターケアなどの充実

取組内容	取組主体	指標		
		報告団体	令和4年度実績	
① 里親委託・施設入所措置解除に向けた移行支援 施設退所・委託解除が予定されている児童・家族に対し、計画的な移行支援を実施する。	市町村 児童相談所 里親 児童養護施設等 民間機関	市町村	対象ケース数	25 件
			個別ケース検討会議（支援会議）開催数	29 回
② 里親委託・施設入所措置解除後の要保護児童対策地域協議会による支援の継続 施設退所等児童が地域へ戻った際の、家族も含めたアフターケアの実施と、自立に向けた支援を実施する。	市町村 児童相談所 児童養護施設等 （里親）	市町村	措置委託解除児童の要対協への登録件数	36 件
③ 自立・就労の安定化支援 ・ 施設退所等児童の自立に資するため、施設退所等児童に対する相談援助や就労支援等を実施する。 ・ 自立援助ホームによる支援を実施する。	児童養護施設等 （里親） 児童相談所 民間機関	県本庁	支援実施回数	80 回
		児童相談所	措置延長ケース数	26 件
			自立援助ホーム利用者数	9 人

市町村要保護児童対策地域協議会における ヤングケアラーへの対応状況について

児童虐待防止アクションプラン（2021-2025）の実績報告において、ヤングケアラーを把握していると回答があった市町村に対して追加調査を実施したものの。

1 市町村要保護児童対策地域協議会で把握されているヤングケアラーの件数

令和4年度に県内市町村の要保護児童対策地域協議会において支援対象として登録されている児童のうち、ヤングケアラーと思われるものは43件であった。13市町村において確認され、1市町村あたりの把握数は1～14名と幅がみられた。

区 分		令和4年度	令和3年度	令和2年度
要保護児童	登録ケース数	2,271件	1,781件	1,593件
	ヤングケアラー数	26件	22件	29件
要支援児童	登録ケース数	1,013件	864件	1,017件
	ヤングケアラー数	17件	17件	3件
特定妊婦	登録ケース数	204件	232件	309件
	ヤングケアラー数	0件	0件	2件
合 計	登録ケース数	3,488件	2,877件	2,919件
	ヤングケアラー数	43件	39件	34件

2 要保護児童対策地域協議会における対応事例

令和4年度中に市町村要保護児童対策地域協議会において支援を受けていた43人のヤングケアラーについて、各市町村から具体的な状況を確認した。

(1) 要保護ケースの主訴（n=26）

要保護児童対策地域協議会で把握された43名のヤングケアラーについて、26名が「要保護児童」として関わりがあり、そのうちネグレクトケースが15件（57.7%）と最も多くなっている。また、「要支援児童」としての関わりがあるケースは17名であった。子育て支援や障がいを持つ児童への療育支援が必要な家庭においてもヤングケアラーが確認されている。

種 別	令和4年度	令和3年度	令和2年度
身体的虐待	3 (11.5%)	4 (18.2%)	3 (10.3%)
ネグレクト	15 (57.7%)	15 (68.2%)	18 (62.1%)
心理的虐待	7 (26.9%)	3 (13.6%)	5 (17.2%)
性的虐待	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	1 (3.8%)	0 (0.0%)	3 (10.3%)
合計	26 (100.0%)	22 (100.0%)	29 (100.0%)

(件)

(2) ヤングケアラーと思われる子どもの性別 (n=43)

女性の割合が高くなっている。

性別	令和4年度	令和3年度	令和2年度
男性	16 (37.2%)	14 (35.9%)	14 (41.2%)
女性	27 (62.8%)	25 (64.1%)	20 (58.8%)

(人)

(3) ヤングケアラーと思われる子どもの学年 (n=43)

中学2年が9人、中学3年が7人、中学1年が6人と中学生が多くなっているが、小学1年生から高校生に至るまで幅広い年代にわたって存在していた。未就学年代についても確認したが、該当はなかった。

	小1	小2	小3	小4	小5	小6
令和4年度	1 (2.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (7.0%)	4 (9.3%)	3 (7.0%)
令和3年度	1 (2.6%)	0 (0.0%)	2 (5.1%)	1 (2.6%)	1 (2.6%)	6 (15.4%)
令和2年度	1 (2.9%)	3 (8.8%)	0 (0.0%)	2 (5.9%)	3 (8.8%)	5 (14.7%)

(人)

	中1	中2	中3
令和4年度	6 (14.0%)	9 (20.9%)	7 (16.2%)
令和3年度	5 (12.8%)	8 (20.5%)	4 (10.3%)
令和2年度	3 (8.8%)	5 (14.7%)	5 (14.7%)

(人)

	高1	高2	高3	その他
令和4年度	2 (4.7%)	2 (4.7%)	5 (11.6%)	1 (2.3%)
令和3年度	3 (7.7%)	5 (12.8%)	2 (5.1%)	1 (2.6%)
令和2年度	3 (8.8%)	2 (5.9%)	1 (2.9%)	1 (2.9%)

(人)

(4) ケアの対象者 (n=43 重複回答)

親が23件(53.5%)と最も多く、次に幼いきょうだいが17件(39.5%)となっており、前年度よりも親のケアが増えている。また、複数の家族のケアしている場合が22件(51.2%)あり、家族ケアの負担が大きく、かつ多様化している状況がうかがわれた。

	親	幼いきょうだい	きょうだい	祖父母	その他	複数
令和4年度	23 (53.5%)	17 (39.5%)	2 (4.7%)	1 (2.3%)	4 (9.3%)	22 (51.2%)
令和3年度	14 (35.9%)	20 (54.3%)	2 (5.1%)	4 (10.3%)	5 (12.8%)	18 (46.2%)
令和2年度	15 (44.1%)	23 (67.6%)	3 (8.8%)	1 (2.9%)		8 (23.5%)

(件)

(5) ヤングケアラーが行っているケアの内容 (n=43 重複回答)

行っているケアの内容は、介助・介護等が34件(79.1%)となっている。家事と介助・介護等の双方を担っている場合が13件(30.2%)あり、ケアが家庭生活全般に及んでいる状況となっている。

	家事	介助・介護等	左記の複合
令和4年度	21 (48.8%)	34 (79.1%)	13 (30.2%)
令和3年度	22 (56.4%)	29 (74.4%)	14 (35.9%)
令和2年度	31 (91.2%)	18 (52.9%)	15 (44.1%)

(件)

(6) ヤングケアラーの状況と支援の内容

ヤングケアラーが同一世帯に複数いる場合があるため、1のヤングケアラー数とは一致しないもの。

事例 No.	ヤングケアラーの状況	ヤングケアラーへの支援の内容
1	・母が精神不安定なため、妹の遊び相手となっている ・不登校傾向だったが、改善した	・学校を通した状況確認
2	・母の就労中、体調不良のきょうだいの世話を する ・アルバイトをしている	・市担当者による面接
3	・母が精神不安定のため、母の手続き同行 ・弟の欠席連絡等 ・成長に伴い登校状況が改善	・市担当者による家庭訪問 ・学校を通した状況確認
4	・寝たきりの父や多忙の母に代わって食事を 作る ・本人は自閉症(児童精神科通院)	・市担当者による家庭訪問
5	・きょうだい(3人)の面倒をみる	・学校を通した状況確認
6	・母の都合によって下のきょうだい(6人)の	・市担当者による面接

	面倒をみる ・不登校	
7	・毎日家族に家事を強要される	・学校を通した状況確認 ・児童相談所による面談
8	・母と二人暮らしで家事全般を担う ・金銭抜き取り、窃盗あり	・学校を通した状況確認 ・児童相談所による面談
9	・祖母の介護 ・保健室で仮眠、家庭状況を訴える	・学校による聞き取り ・関係機関との情報共有
10	・母の気分によって、家事をしてから登校するため遅刻する	・学校による聞き取り ・状況把握
11	・母（精神疾患）の服薬管理 ・不登校 ・ピアス	・スクールソーシャルワーカーにつなぐ
12	・母の体調不良時に弟の面倒をみる ・不登校	・学校を通した状況確認 ・関係機関との情報共有
13	・母（精神疾患）の体調を気にかける ・登校渋り	・学校を通した状況確認 ・市担当者による家庭訪問
14	・母が身体障がいのため、家事や母の行政手続き等付き添いをしている ・学力不振 ・登校不安定	・市担当者による面接 ・進学資金の相談
15	・要介護状態の父の通院に同行している ・学校を休む ・不衛生（入浴しない）	・福祉サービスの利用による負担軽減
16	・母が精神不安定 ・弟の面倒をみている ・不衛生（入浴しない） ・遅刻が多い	・学校の支援
17	・父母が多忙なため弟たちを見守っている ・学校を休みがち ・学力不振	・スクールカウンセラーを利用している ・市による定期的な家庭訪問と電話連絡
18	・母（精神疾患）の体調不良時に食事を作ったり、同じ部屋で寝て見守っている ・学校を休みがち ・学力不振	・定期的な学校訪問による面接
19	・母が仕事で不在の夜間、きょうだいの見守りや食事の準備をしている ・学校を休みがち ・学力不振	・市による定期的な家庭訪問
20	・食事の準備やきょうだいの世話 ・家庭の労働力となっている ・宿題をする時間がないと思われる ・学校集金、公共料金、家賃の滞納	・市が児童等の面談を行い生活状況について確認 ・スクールカウンセラーによる面接
21	・母が精神疾患で家事をしないため、食事の準備と片づけを行っている ・きょうだいの世話 ・学校を休みがち、遅刻しがち ・学校集金、公共料金、家賃の滞納	・市が児童等の面談を行い生活状況について確認
22	・母が精神的に不安定なため通院同行や手続き等の見守りをしている ・眼科の治療が未受診、中断 ・非課税世帯であり経済困窮	・学校教諭による面接 ・市による家庭訪問、電話連絡 ・利用可能な制度等についての情報提供
23	・ひとり親家庭で母が土日出勤の際にきょうだいの面倒をみる ・不登校 ・学力不振	・スクールカウンセラーによる面接

	<ul style="list-style-type: none"> ・朝食欠食 ・不衛生 	
24	<ul style="list-style-type: none"> ・父の精神不調により、きょうだいが保育園を欠席した際の育児、家事を担う ・母は仕事を優先し本人に家事・育児を任せている ・学校を休みがち 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校を通した状況確認
25	<ul style="list-style-type: none"> ・母に不正出血あり、トイレなどに付き添う ・家族都合の学校の早退がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校を通した状況確認
26	<ul style="list-style-type: none"> ・きょうだいの面倒をみている ・リストカットあり ・学校の欠席が増えた 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師、家庭相談員の面接 ・スクールカウンセラーによる面接
27	<ul style="list-style-type: none"> ・母と二人暮らしで、母が仕事で遅い日に食事を作っている ・自殺企図あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーによる面接
28	<ul style="list-style-type: none"> ・妹の育児を担っていた祖母の急死により、妹の保育園の送迎などを行っている ・学校を休むことあり、本人からは妹の世話をしていたとの発言あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校を通した状況確認
29	<ul style="list-style-type: none"> ・家事全般、きょうだいの世話 ・心身両面での不調が続いていたが、定期受診を行うことで改善傾向にある ・高卒後の進路（県外就職）が決定（資金面での悩み） ・学校は登校できている 	<p>精神面のケア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関：精神科医による定期的なカウンセリング ・高等学校：養護教諭およびスクールカウンセラーによる面談
30	<ul style="list-style-type: none"> ・母が精神疾患 ・食事の準備等の家事、きょうだいの世話 ・体調不良により学校を休みがち ・学校集金の滞納 	<ul style="list-style-type: none"> ・高校からの面談、訪問等を通じた状況確認 ・長妹、次妹の所属先での面談等状況確認 ・町福祉課からの家庭訪問
31	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴、オムツ替え、保育園の準備、見守り、しつけなどきょうだいの世話 ・母の家事補助 ・家庭事情での欠席は減少 ・クラスでトラブルあり ・学校集金は滞納あり ・きょうだいの施設入所、末妹の成長に伴い、負担は多少減った 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所による面談
32	<ul style="list-style-type: none"> ・きょうだいの世話 ・母の家事補助 ・本人は発達障がいの診断あり ・就労先は父と同じ。本人の特性への職場の理解あり ・就労に伴い、家事や育児負担が下の兄弟に分散されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・就業生活支援センター ・障がい者福祉推進ネットによる継続支援
33	<ul style="list-style-type: none"> ・通信制高校でスクーリング欠席が続くが、部活とバイトは積極的 ・祖母は介護サービス複数利用し、現在家族の負担は軽い 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問や学校訪問による状況確認
34	<ul style="list-style-type: none"> ・母が精神的に不安定で掃除や調理が不十分で、本人が調理や買い物を担うこともある ・母の生活リズムに合わせた生活（遅寝遅起き、1日2食） ・不登校傾向 ・本児も発達特性があり、クラスメイトとの関係性に困り感あり ・生活保護世帯 ・母の不安定さの影響を受けやすい（本児も 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーによる面接（母子） ・学習支援（通信教育の活用） ・学校の定期的な家庭訪問 ・ヘルパー利用による家事負担の軽減と生活環境の保持（衛生保持） ・スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問

	不安定になる、継続登校ができなくなる) ・母のサポート役になっている(母の体調を心配している、母を休ませ調理などを行う)	
35	・母が精神的に不安定なため、弟の世話や通院同行、見守りをしている ・不登校(本人の気持ちも不安定) ・学校集金や公共料金の滞納	・関係機関による定期的な情報交換を実施、対応について協議
36	・母が家事を行わず、食事、家庭環境等が整っていない ・弟の食事の世話 ・学校集金や公共料金の滞納	・関係機関による定期的な情報交換を実施、対応について協議
37	・母は別居中 ・父が夜間も仕事をしているため、食事の準備等を自分たちでしている ・学校集金や公共料金の滞納	・担任教師による面接、見守り ・スクールカウンセラーによる面接

(7) ケアを必要とする家族への支援の状況

要ケア家族への支援の内容
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村担当の家庭訪問や面接による状況確認 ・児童相談所による面談 ・生活保護担当による訪問、指導等 ・保健師による家庭訪問や面談(受診勧奨、精神科への通院同行等) ・女性相談員との連携 ・関係機関によるケース会議の開催 ・生活困窮改善のため、相談機関を案内 ・学校との情報共有 ・通院先との情報共有 ・きょうだいの学校との情報共有 ・学童保育の利用 ・学習支援事業の利用(毎週日曜日) ・スクールソーシャルワーカーによる社会資源への繋ぎ ・フードバンクによる食糧支援 ・家財道具の調達 ・社会福祉協議会の清掃支援を勧奨。 ・ショートステイ利用 ・相談支援事業所による家庭訪問 ・社会福祉協議会主催の進路相談会の紹介 ・適応教室の紹介 ・児童扶養手当や母子家庭等高等職業訓練促進給付金などの手続きの支援 ・障がいのあるきょうだいを施設入所につなげ、安定・安心した養育環境を確保した ・精神科病院への定期通院支援 ・ケアラー本人を通して、利用可能な制度等についての情報提供 ・放課後等デイサービスの利用(長期休暇) ・障害サービスによる家事援助(ヘルパー利用)と、居宅支援事業所による家庭訪問(サービス調整) ・要ケア家族は支援拒否

令和5年度児童虐待防止対策に係る主な取組状況

(子ども子育て支援室取組分)

1 児童虐待防止アクションプランに係る関係機関等の取組状況調査【継続】

(1) 調査時期

令和5年8月 (追加調査 令和5年12月)

(2) 調査対象

- ・ 市町村
- ・ 県（福祉総合相談センター及び各児童相談所、広域振興局保健福祉環境部等、教育委員会事務局学校教育室、警察本部生活安全部人身安全少年課）
- ・ 一般社団法人岩手県医師会、一般社団法人岩手県歯科医師会、公益社団法人岩手県看護協会、一般社団法人岩手県助産師会

2 「ストップ・子ども虐待」キャンペーン

新型コロナウイルス感染症対策を講じ、広域振興局保健福祉環境部等においてオレンジリボン街頭キャンペーンを展開。

また、11月に実施される「女性に対する暴力をなくす運動」（パープルリボンキャンペーン）と連動し、県幹部職員のダブルリボンバッジの着用、アイーナ（いわて県民情報交流センター）のライトアップなど啓発活動を実施。

3 岩手県子ども虐待防止フォーラム

(1) 実施日

令和5年11月29日（水）

(2) 実施場所

プラザおでって おでってホール

(3) 内容

ア 講演 「こどもに手をあげてしまう親のこころ」

講師 武蔵野大学看護学部看護学科

教授 中板 育美 氏

イ 事例発表

(ア) 児童虐待防止対策について

遠野市健康福祉部健康福祉の里子育て支援課 主任兼助産師 菊池 幸枝 氏

(イ) 子どもの声を“聴く”ということ

岩手県立児童館いわて子どもの森 主査児童厚生員 長崎 由紀 氏

(4) 参加者数

会場参加 44名

オンライン参加 74名 計 118名

4 児童虐待に関する児童相談所と警察の連絡会議及び合同訓練

(1) 実施日

令和5年11月20日(月)

(2) 内容

児童虐待が行われている蓋然性の高い家庭に対する立入調査及び臨検・捜索を実施する想定で、ロールプレイ方式の訓練を実施。訓練は希望する市町村職員が見学できるようにした。

訓練終了後に連絡会議を実施して連携を深めた。

5 児童福祉司等義務研修

- (1) 児童相談所所長研修（1名受講）
- (2) 児童福祉司任用前講習会（12名受講）
- (3) 児童福祉司任用後研修（7名受講）
- (4) 指導教育担当児童福祉司任用前研修（6名受講）
- (5) 要保護児童対策地域協議会調整担当者（市町村職員）研修（18名受講）

6 児童福祉施設等職員向け児童虐待対応研修

令和5年12月8日（金）開催 受講者数 92名

7 医療従事者向け児童虐待防止研修

令和6年2月20日（火）開催予定

8 歯科医療従事者向け児童虐待防止研修

令和5年11月5日（日）開催 受講者数 76名

東日本大震災津波による被災児童の状況

1 被災児童の状況〔令和5年5月現在〕

() 内は令和4年5月現在の状況

(1) 被災孤児・遺児の居住地の状況

【単位：人】

区 分		被災孤児		被災遺児	
			内 訳		内 訳
県内居住	福祉総合相談センター管内	47 (44)	11 (9)	282 (279)	74 (70)
	一関児童相談所管内		14 (12)		82 (83)
	宮古児童相談所管内		22 (23)		126 (126)
県外転出		46 (50)		208 (211)	
死 亡		1 (1)		0	
合 計		9 4		4 9 0	

(2) 孤児の里親委託状況

【単位：人】

里親委託の有無	人 数	類 型	人 数
里親委託あり	5 (11)	養育里親（おじおば等下記以外の親族）	0 (5)
		親族里親（祖父母等扶養義務者）	5 (6)
里親委託なし	89 (83)	離父母による養育	1 (8)
		その他親族による養育	8 (6)
		児童福祉施設等に措置（震災前からの入所含む）	0 (1)
		里親解除	79 (67)
		死亡	1 (1)
計	9 4		

(3) 孤児の未成年後見人の選任状況

【単位：人】

区 分	人 数
選任済み	15 (22)
選任無し（親権変更）	0 (0)
対象外（20歳以上）	77 (70)
その他	2 (2)
計	9 4

2 要保護児童等への支援

現在の対応状況	今後の対応方向																																									
<p>① 被災孤児・里親支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所による被災孤児に対する情報提供、里親に対する訪問支援等の実施 県里親会に委託し、被災孤児を養育する里親等を対象に宮古、釜石、気仙の3地区で里親サロンを開催 	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所による被災孤児に対する情報提供、里親に対する訪問支援等の実施 被災孤児を養育する里親等を対象に宮古、釜石、気仙の3地区で、概ね隔月で1回程度、里親サロン等を実施 																																									
<p>② 被災遺児・ひとり親支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村と連携しながら相談体制を確保し、訪問・電話で各種制度の利用を促進 親向けのサロン「つどいのわ」、子どもを対象としたプログラム「ワンデイプログラム」を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 震災関連事業としては、令和2年度をもって終了。以降は、沿岸地域の通常のひとり親支援において継続対応 																																									
<p>③ いわたの学び希望基金（未就学児童給付事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災孤児・遺児を対象とした「いわたの学び希望基金」の給付金を給付 	<ul style="list-style-type: none"> 対象児童全員が就学したことから事業終了 																																									
<p>④ 子どものこころのケア</p> <ul style="list-style-type: none"> 「いわてこどもケアセンター」を岩手医科大学（矢巾町）に設置するとともに、沿岸3地区を巡回し、専門的なこころのケアを実施 <p>【延べ相談件数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>延べ相談件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3</td> <td>2,319件</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>2,078件</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考：岩手医大児童精神科 被災地枠延べ受診件数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>延べ開設日数</th> <th>延べ受診件数</th> <th>新患数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>373日</td> <td>7,900件</td> <td>276人</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>243日</td> <td>4,372件</td> <td>185人</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>141日</td> <td>1,665件</td> <td>70人</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>137日</td> <td>1,922件</td> <td>61人</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>139日</td> <td>1,739件</td> <td>47人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【相談日（完全予約制）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>センター</th> <th colspan="3">月曜日～金曜日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">巡回</td> <td>宮古地区</td> <td>釜石地区</td> <td>気仙地区</td> </tr> <tr> <td>毎週月曜日</td> <td>毎週木曜日</td> <td>毎週火曜日</td> </tr> </tbody> </table>		延べ相談件数	R3	2,319件	R4	2,078件		延べ開設日数	延べ受診件数	新患数	H30	373日	7,900件	276人	R1	243日	4,372件	185人	R2	141日	1,665件	70人	R3	137日	1,922件	61人	R4	139日	1,739件	47人	センター	月曜日～金曜日			巡回	宮古地区	釜石地区	気仙地区	毎週月曜日	毎週木曜日	毎週火曜日	<ul style="list-style-type: none"> 診療については、令和元年9月に移転開設された岩手医科大学附属病院児童精神科へ引継ぎ 医大児童精神科との連携により、沿岸地域での相談支援、支援者研修を継続実施
	延べ相談件数																																									
R3	2,319件																																									
R4	2,078件																																									
	延べ開設日数	延べ受診件数	新患数																																							
H30	373日	7,900件	276人																																							
R1	243日	4,372件	185人																																							
R2	141日	1,665件	70人																																							
R3	137日	1,922件	61人																																							
R4	139日	1,739件	47人																																							
センター	月曜日～金曜日																																									
巡回	宮古地区	釜石地区	気仙地区																																							
	毎週月曜日	毎週木曜日	毎週火曜日																																							
<p>⑤ 被災児童に対する遊びの支援（令和2年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災いわて子ども支援センター（県社会福祉事業団）に、沿岸地域の児童の健全育成のための遊びの支援等の事業を委託 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>回数</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遊びの支援（わんぱく広場）</td> <td>12回</td> <td>1,147人</td> </tr> <tr> <td>保育士等を対象とした研修</td> <td>27回</td> <td>1,719人</td> </tr> <tr> <td>未就学児対象の親子研修</td> <td>27回</td> <td>4,799人</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	回数	参加人数	遊びの支援（わんぱく広場）	12回	1,147人	保育士等を対象とした研修	27回	1,719人	未就学児対象の親子研修	27回	4,799人	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度をもって事業終了 																													
事業名	回数	参加人数																																								
遊びの支援（わんぱく広場）	12回	1,147人																																								
保育士等を対象とした研修	27回	1,719人																																								
未就学児対象の親子研修	27回	4,799人																																								

令和 5 年度「高校生の生活状況アンケート(ヤングケアラーに係る実態調査)」

(1) 目的

県内すべての高校 2 年生（特別支援学校を除く）に対し、家族のケアの状況やその影響等ヤングケアラーの実態を把握することに加え、こどもの気持ちに寄り添い、どのような支援が必要なのか等について調査を実施するもの。

(2) 実施主体

保健福祉部子ども子育て支援室

(3) 対象者

県内すべての高校 2 年生（特別支援学校を除く） 10,004人

(4) 方法

QRコード等からアンケートフォームにアクセスし、生徒自身が回答する。

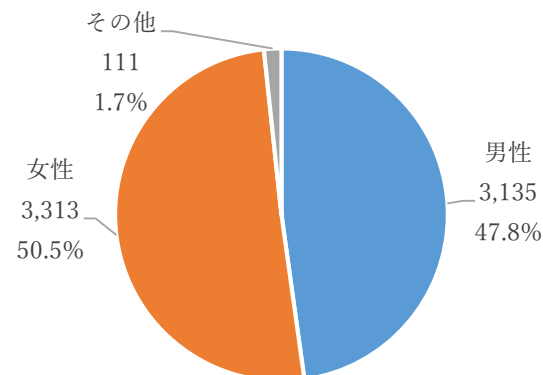
(5) 回答数

6,559件（回答率：65.6%）

問1 あなたの性別を教えてください。

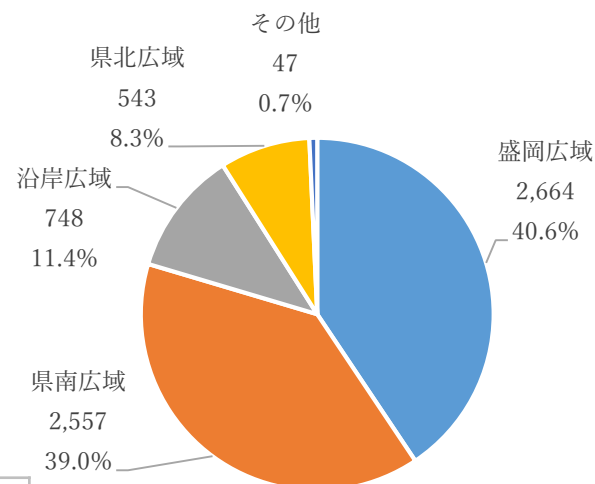
アンケートに回答した生徒の性別は、「男性」47.8%「女性」50.5%「その他」1.7%となっている。

性別	回答数	%
男性	3,135	47.8%
女性	3,313	50.5%
その他	111	1.7%
総計	6,559	100.0%



問2 現在あなたが住んでいる市町村を教えてください。

広域区分	回答数	%
盛岡広域	2,664	40.6%
県南広域	2,557	39.0%
沿岸広域	748	11.4%
県北広域	543	8.3%
その他	47	0.7%
総計	6,559	100.0%

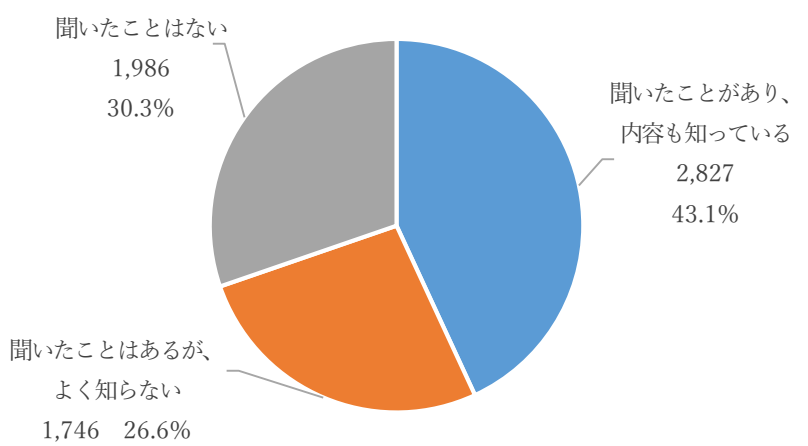


広域区分	市町村
盛岡広域	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町
県南広域	花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町
沿岸広域	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村
県北広域	久慈市、二戸市、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町

問3 ヤングケアラーという言葉をご存知ですか。

ヤングケアラーについて、「**内容まで知っている**」と回答した割合は**43.1%**であった。

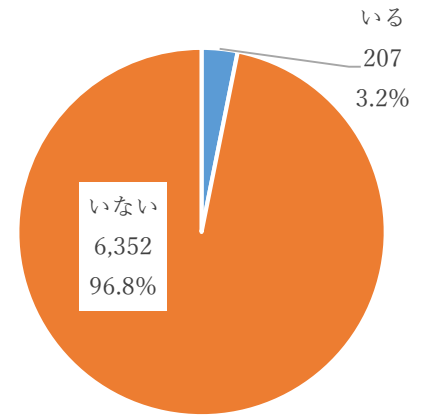
	回答数	%
聞いたことがあります、内容も知っている	2,827	43.1%
聞いたことはあるが、よく知らない	1,746	26.6%
聞いたことはない	1,986	30.3%
総計	6,559	100.0%



問4 家族等の中に、あなたがお世話をしている人がいますか。

お世話をしている家族の有無について「**いる**」と回答した割合は**3.2%**であった。

	回答数	%
いる	207	3.2%
いない	6,352	96.8%
総計	6,559	100.0%

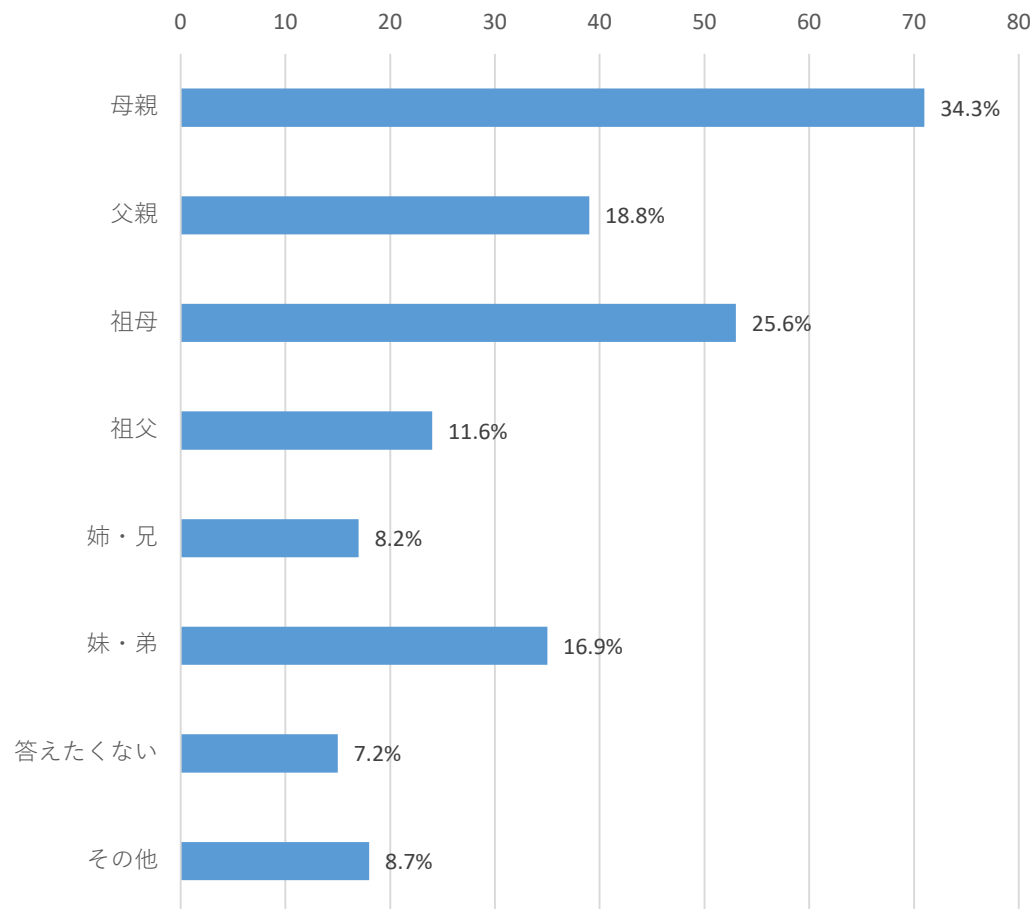


問5 (問4で「いる」と回答した方のみ) それほどなたですか。(複数回答)

お世話の対象者は「**母親**」と回答した割合が**34.3%**と最も高く、次に「**祖母**」**25.6%**、「**父親**」**18.8%**と続いた。

お世話の対象者	回答数	%
母親	71	34.3%
父親	39	18.8%
祖母	53	25.6%
祖父	24	11.6%
姉・兄	17	8.2%
妹・弟	35	16.9%
答えたくない	15	7.2%
その他	18	8.7%

n = 207



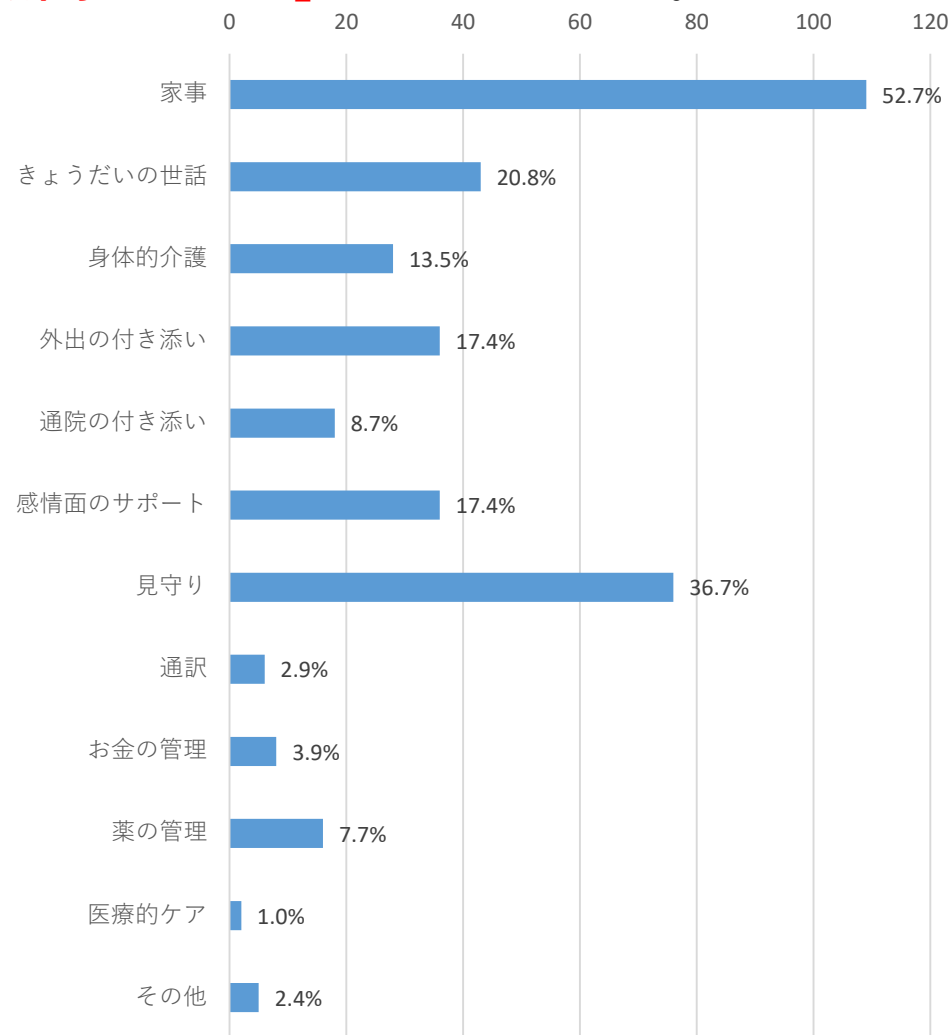
問6 (問4で「いる」と回答した方のみ)

あなたが行っているお世話の内容を教えてください。(複数回答)

お世話の内容は、「家事」と回答した割合が**52.7%**と最も高く、次に「見守り」**36.7%**、「きょうだいの世話や保育所等への送迎」**20.8%**となった。

お世話の内容	回答数	%
(1) 家事（食事の準備や掃除、洗濯）	109	52.7%
(2) きょうだいの世話や保育所等への送迎など	43	20.8%
(3) 身体的な介護（入浴やトイレのお世話など）	28	13.5%
(4) 外出の付き添い（買い物、散歩など）	36	17.4%
(5) 通院の付き添い	18	8.7%
(6) 感情面のサポート（ぐちを聞く、話し相手になるなど）	36	17.4%
(7) 見守り	76	36.7%
(8) 通訳（日本語や手話など）	6	2.9%
(9) お金の管理	8	3.9%
(10) 薬の管理	16	7.7%
(11) 医療的ケア（たんの吸引や経管栄養の管理など）	2	1.0%
(12) その他	5	2.4%

n = 207

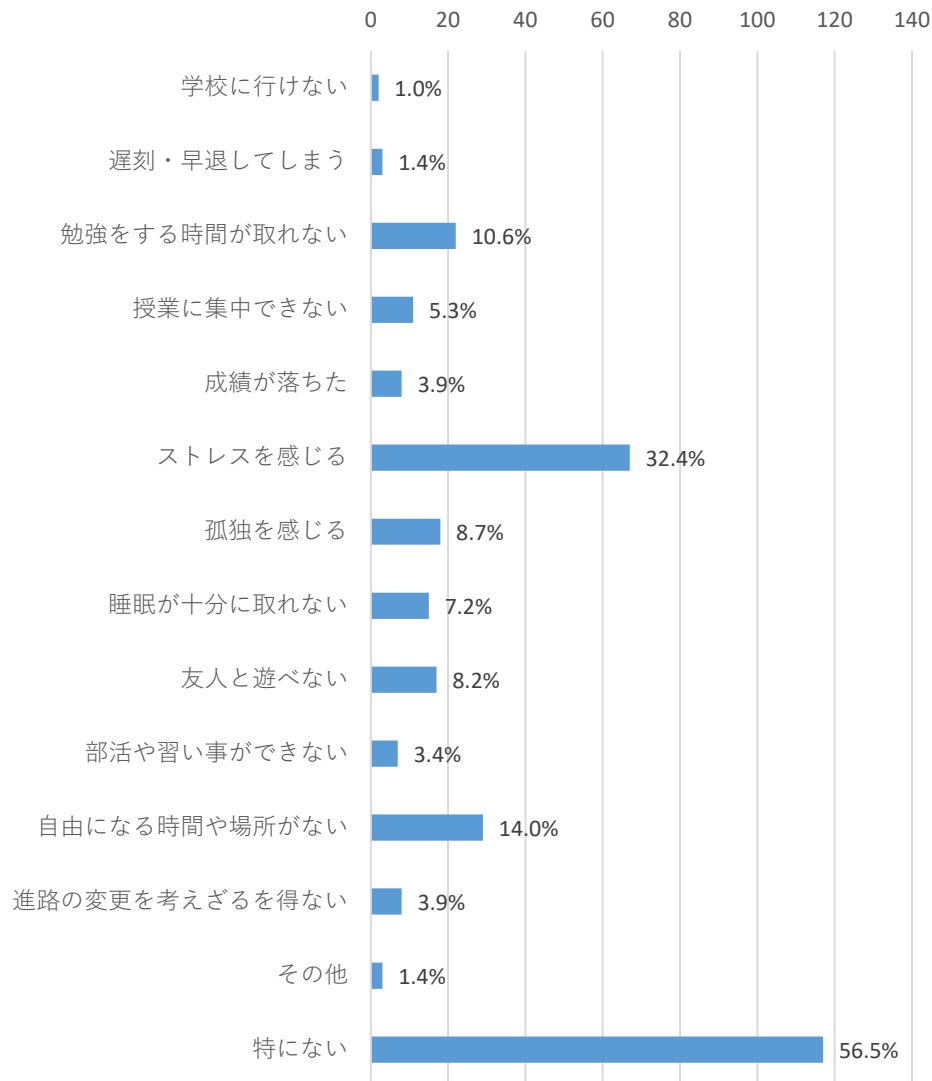


問7 (問4で「いる」と回答した方のみ)

家族のお世話をする中で、困っていることがありますか。(複数回答)

困っていることは「**特にない**」の割合が**56.5%**と最も高く、次に「**ストレスを感じる**」**32.4%**、「**自分の自由になる時間や場所がない**」**14.0%**が続いた。

困りごと	回答数	%
(1) 学校に行けないことがある	2	1.0%
(2) 学校を遅刻・早退してしまう	3	1.4%
(3) 宿題や勉強をする時間が取れない	22	10.6%
(4) 授業に集中できない	11	5.3%
(5) 成績が落ちた	8	3.9%
(6) ストレスを感じる	67	32.4%
(7) 孤独を感じる	18	8.7%
(8) 睡眠が十分に取れない	15	7.2%
(9) 友人と遊べないことがある	17	8.2%
(10) 部活や習い事が思うようにできない	7	3.4%
(11) 自分の自由になる時間や場所がない	29	14.0%
(12) 進路の変更を考えざるを得ない、もしくは変更した	8	3.9%
(13) その他	3	1.4%
(14) 特にない	117	56.5%



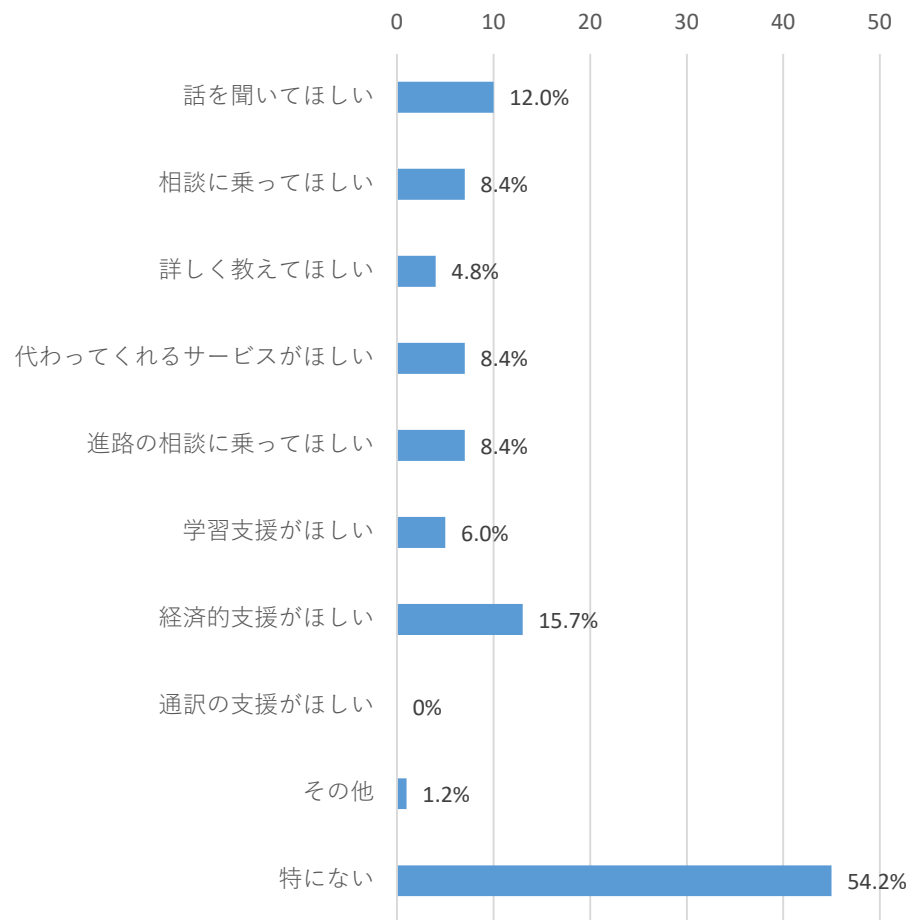
n = 207

問8 (問7で(1)~(13)と回答した方のみ)

学校や周りの大人にしてもらいたいことはありますか。(複数回答)

学校や周りの大人にしてもらいたいことは「**特にない**」の割合が**54.2%**と最も高く、次に「**家庭への経済的支援がほしい**」**15.7%**、「**自分の今の状況について話を聞いてほしい**」**12.0%**が続いた。

学校や周りの大人にしてもらいたいこと	回答数	%
(1) 自分の今の状況について話を聞いてほしい	10	12.0%
(2) 家族のお世話について相談に乗ってほしい	7	8.4%
(3) 家族の病気や障害について詳しく教えてほしい	4	4.8%
(4) 自分が行っているお世話の一部または全部を代わりにしてくれるサービスがほしい	7	8.4%
(5) 進路の相談に乗ってほしい	7	8.4%
(6) 学校の勉強や受験勉強をサポートする学習支援がほしい	5	6.0%
(7) 家庭への経済的支援がほしい	13	15.7%
(8) 通訳(日本語、手話)の支援がほしい	0	0%
(9) その他	1	1.2%
(10) 特にない	45	54.2%

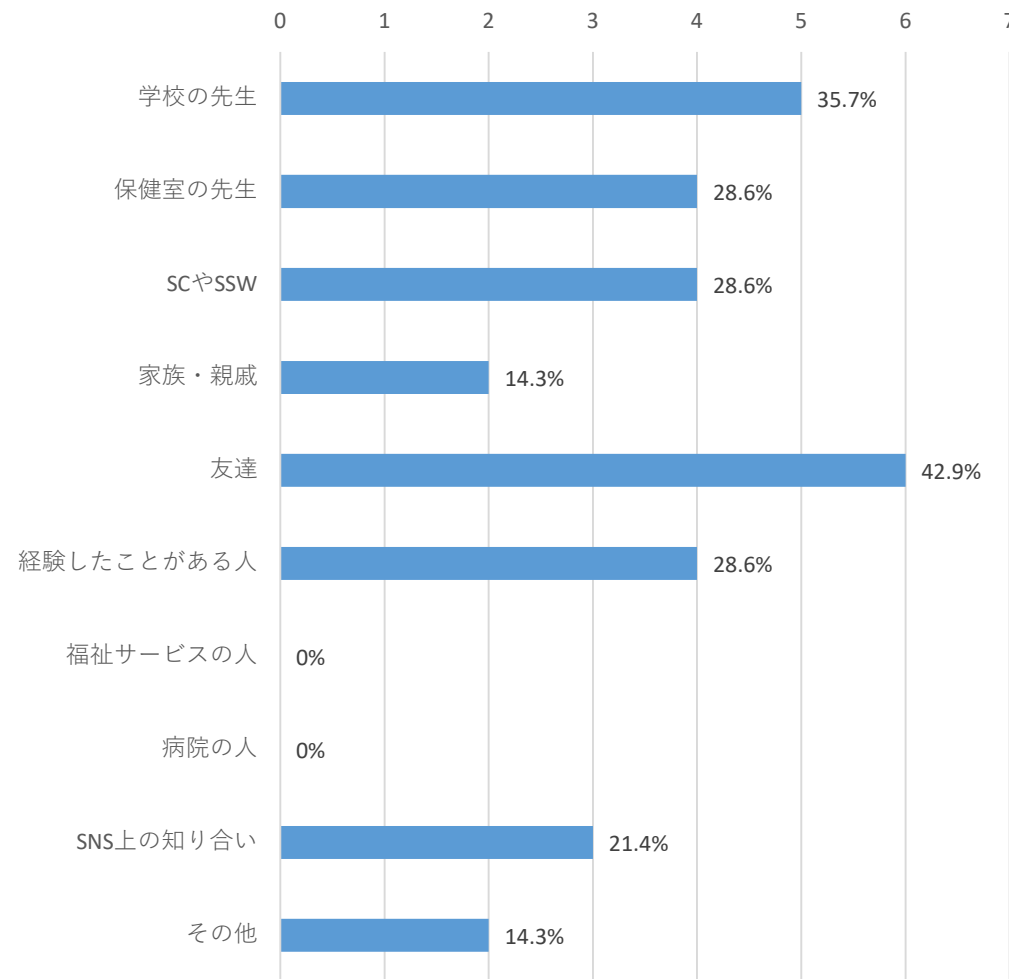


n = 83

問9 (問8で(1)(2)と回答した方のみ) 誰に相談に乗ってもらいたいですか。(複数回答)

相談に乗ってもらいたい人は「**友達（先輩、後輩、交際相手も含む）**」**42.9%**、**「学校の先生」****35.7%**であった。

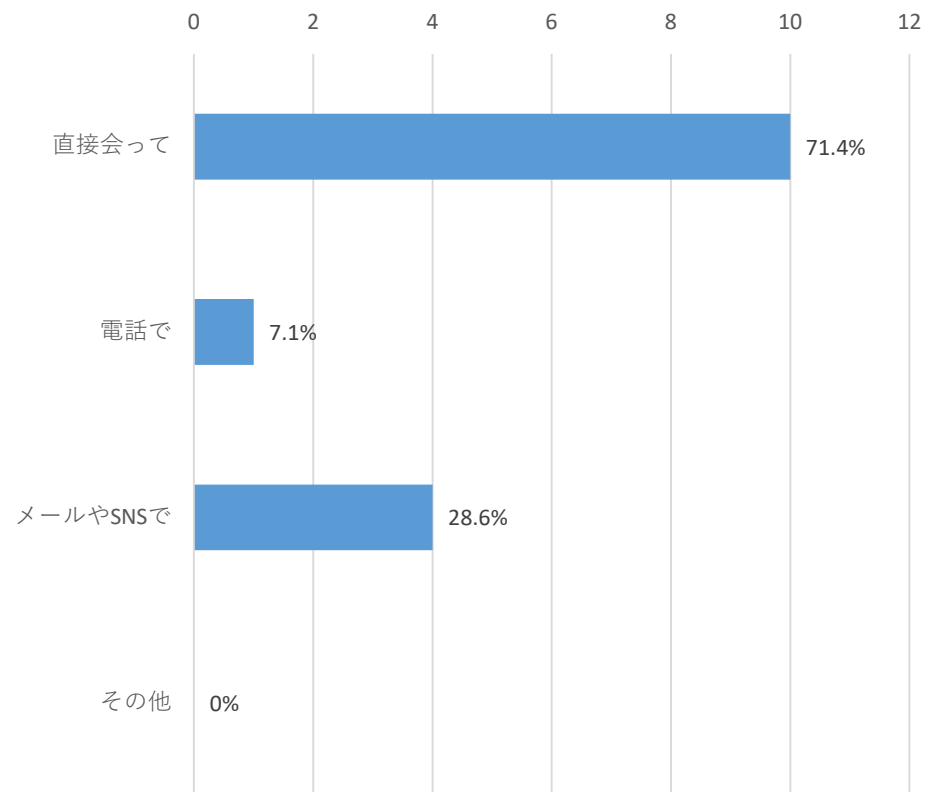
希望する相談相手	回答数	%
(1) 学校の先生（保健室の先生以外）	5	35.7%
(2) 保健室の先生	4	28.6%
(3) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー	4	28.6%
(4) 家族・親戚	2	14.3%
(5) 友達（先輩、後輩、交際相手も含む）	6	42.9%
(6) 同じような経験をしたことがある人	4	28.6%
(7) 介護や障がいなどの福祉サービスの人	0	0%
(8) 病院の医師、看護師、その他病院の人	0	0%
(9) SNS上の知り合い	3	21.4%
(10) その他	2	14.3%



問10 相談方法として、どのような方法を希望しますか。(複数回答)

希望する相談方法は、「**直接会って話を聞いてほしい**」の割合が**71.4%**で、「**メールやSNSで話を聞いてほしい**」は**28.6%**であった。

希望する相談方法	回答数	%
直接会って話を聞いてほしい	10	71.4%
電話で話を聞いてほしい	1	7.1%
メールやSNSで話を聞いてほしい	4	28.6%
その他	0	0%

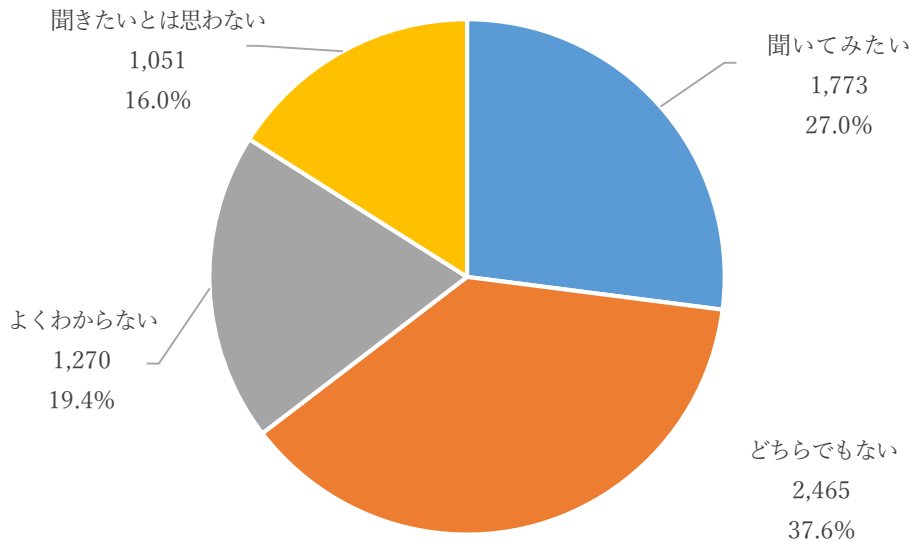


n = 14

問11 【全員にお聞きします】家族のお世話をしたことがある人の体験談を聞いてみたいですか。

家族のお世話をしたことがある人の体験談について「聞いてみたい」と答えた割合は**27.0%**であった。

	人数	%
聞いてみたい	1,773	27.0%
どちらでもない	2,465	37.6%
よくわからない	1,270	19.4%
聞きたいとは思わない	1,051	16.0%
総計	6,559	100.0%



問12 【全員にお聞きします】家族のお世話をしている子どものために、学校や周りの大人にしてもらいたいことについて自由に記載してください。【家族のお世話をしている高校生の意見】

寄せられた意見の総数は**132件**。主な意見は以下の通り。

○ **相談支援の充実**

子どもの声を聞く耳を持ってほしい、話だけでも聞いてほしい 等

○ **理解してほしい・見守ってほしい**

ヤングケアラーの実態について知ってもらいたい、教職員の理解をもっと深めてほしい 等

○ **経済的支援**

介護等にかかる費用を少なくしてほしい 等

○ **ケアの負担軽減（介護、保育、家事支援、情報提供含む）**

たまにお世話を代わってあげて自由な時間を作ってあげてほしい 等

○ **自由になれる時間の確保**

睡眠時間が欲しい、自分の時間やスペースが欲しい 等

○ **学校での配慮・学習への支援**

家事などにより課題提出や成績に影響が出ることを考慮してほしい 等

○ **諦め**

わかってもらえると思っていない 等

○ **アンケートの継続**

自分がヤングケアラーとわからない子どもが沢山いるのでアンケートを続けていけばいいと思う 等

○ **その他**

精神的に不安になる、全部自分に話を振らないでほしい、ただ寄り添ってもらえればいい等の意見があった。

問12 【全員にお聞きします】家族のお世話をしている子どものために、学校や周りの大人にしてもらいたいことについて自由に記載してください。【家族のお世話をしていない高校生の意見】

寄せられた意見の総数は**5228件**。主な意見は以下の通り。

○ **経験談（過去にヤングケアラーだった方、家族や友達がヤングケアラーだった方）**

サポートしてほしかった、頼り方がわからなかった、友達が提出物を出せなくて怒られていた 等

○ **ケアの負担軽減**

家族を預かってくれる施設やお手伝いしてくれる人を派遣する制度 等

○ **学校での配慮**

ヤングケアラーは珍しいことではないと学校で教えてほしい、生徒の変化に気づいてほしい 等

○ **啓発・情報提供**

ヤングケアラーの経験談を聞ける講演会、どのような支援が受けられるのか学べる機会 等

○ **相談の充実**

周りに相談できるような環境づくり 等

○ **理解してほしい**

大人が聞く耳を持つところからしっかりしてもらいたい 等

○ **アンケートの継続**

アンケートの実施と相談の機会を与えてほしい 等

○ **その他**

家族の世話をするのは当然という偏見をなくしてほしい、同情してほしくないと思う等の意見があった。